

岩手県難病相談支援センター運営事業委託の受託希望者公募について

令和8年2月24日

岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県では、難病患者の日常生活における相談・支援、地域活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを委託設置しています。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は別紙「岩手県難病相談支援センター運営事業委託実施希望届」により、令和8年3月13日（金）午後5時（必着）までに、岩手県保健福祉部健康国保課（〒020-8570盛岡市内丸10-1岩手県庁9階）に届け出てください。

なお、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案又は一般競争入札の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約することを確約するものではありません。

御不明の点は「岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当：電話 019-629-5471」にお問い合わせ願います。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有する団体（法人格の有無は問わないが、個人は不可）で、2に記載する業務の実施が可能な者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない

者であること。

- (5) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 岩手県県税条例(昭和29年条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 委託業務の内容

難病相談支援センターを設置し、電話や面接等により、療養、日常生活等に関する相談に応じるとともに、関係機関等との連携を図りながら次の事業を実施する。

(1) 必要な設備

次の設備を受託団体において用意すること。(他用途との共用可)

- ア 事務室
- イ 独立した相談室
- ウ 研修室
- エ 患者団体等の活動室(作業スペース)
- オ 展示室
- カ 身体障害者用トイレ

(2) 人員の配置

相談事業を実施するために必要な知識経験(医療有資格者、福祉事業経験者等)を有する「難病相談支援員」を2名配置し、(4)に掲げるア～エの業務を実施すること。

また、(4)に掲げるオの業務を行うにあたり、別途「就労支援担当職員」を1名配置すること。

(3) 管理責任者の配置

難病相談支援センター運営事業に係る管理責任者として、「難病相談支援センター管理責任者(※)」を設置すること。

(※他の業務等との兼務可。また、非常勤で可。)

(4) 業務内容

ア 電話及び来所相談

- ・ 療養、日常生活、就労、患者会活動、その他難病に関する相談全般を対象に、相談日は週5日以上とし、相談時間は1日につき6時間以上とする。なお、休日や夜

間の相談に配慮すること。

- ・ 対象とする疾患は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」における医療費助成対象疾患とし、その他の疾患への対応にも配慮すること。
- ・ 弁護士等専門分野の相談を年2回程度実施すること。

イ 講演・研修会の実施

医療従事者等を講師とした講演会・研修会を年12回程度実施すること。

ウ 地域交流会等の支援

患者団体等が実施する地域交流会等の支援を年9回程度実施すること。

エ 関係機関との連携

関係機関や患者代表者等で構成する運営協議会を設置し、年1回程度開催して意見を運営に反映させること。

オ 就労支援

公共職業安定所等と連携し、相談支援、情報提供を随時行うこと。

3 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 患者・家族等、事業所、関係機関の意向を踏まえた年間及び月間の事業計画を定め、計画的に実施すること。
- (2) 相談・支援の内容を記録しておくこと。
- (3) 相談者等の個人情報については、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)等の規定により取り扱うこと。
- (4) 保健所、市町村、医療機関、就労支援機関、その他関係機関との連携に努め、患者・家族等が継続的な支援を得られるよう努めること。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 その他

本事業は、令和8年度岩手県一般会計予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約手続きの停止等の措置を行うことがあることを申し添えます。

別紙

岩手県難病相談支援センター運営事業委託実施希望届

岩手県知事 達 増 拓 也 様

届出者

代表者

印

標記業務の受託を希望しますので、下記のとおり届出します。

令和 年 月 日

記

1 団体名

2 主たる事務所の所在地